

各手当制度

～児童手当～

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給される手当です。

◆ 支給対象

生まれた日の翌月から18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代の児童）を支給対象とし、養育している方へ支給されます。

なお、支給対象となった日から15日以内に支給の請求をしなければ、支給対象の翌月から支給されない場合もありますのでご注意ください。

◆ 支給額（月額）

3歳未満	第1子・第2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳～高校生世代	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

注：養育する児童（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子・・・と数えます。

なお、大学生年代（22歳到達以後の最初の年度末まで）を加算児童の対象とするためには、別途届出が必要となります。

◆ 支給期日

年6回～2月、4月、6月、8月、10月、12月。

※それぞれ前月分まで支給されます。

◆ 制度改正について

令和6年10月分から制度改正が行われ、以下の通りとなっております。令和6年10月号に掲載しておりますが、改めてお知らせいたします。

- ・所得制限の撤廃
- ・支給期間を高校生年代まで延長
- ・第3子以降の支給額を月3万円に増額

※第3子以降の加算に係る兄弟姉妹の対象範囲を大学生年代（22歳到達以後の最初の年度末）まで延長

- ・支給回数を年3回から6回に増加

各手当を受給するには、認定請求書の提出が必要です。受給資格があっても、請求しない限り支給されません。

なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況などにより異なりますので、詳細については、役場保健福祉課社会福祉係（電話5-1113）へお問い合わせください。

お問い合わせ先：保健福祉課 社会福祉係 電話：5-1113 告知端末機：5-8813